

平成 2 7 年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

平成 2 7 年 9 月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度、8月4日、22日の2日間の日程により、8の事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

昨今、人口減少問題など行政課題が山積する中で、本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手掛かりになるとともに、行財政改革の一層の推進に活用されることを望みます。

平成27年9月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛 山 久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	4
参考資料 1	愛川町行政評価実施要領（平成 2 5 年 4 月 策定）.....	12
参考資料 2	平成 2 7 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	18
参考資料 3	平成 2 7 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領...	22
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	24

1 外部評価の位置づけについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「平成27年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 8事業（事務事業評価2件、特定分野評価6件）
- (2) 評価体制 委員会を2班に分け、4事業ずつ評価を実施したうえ、最終的に全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり50分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

- (1) 評価区分別件数

	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	合計
第1グループ	3	0	1	0	0	0	4
第2グループ	2	0	1	1	0	0	4
合 計	5	0	2	1	0	0	8

(2) 評価及び意見等の一覧

○ 第1グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
1-1	安全・安心まちづくりパトロール 事業費	現状 維持	パトロール車による巡回は一定の犯罪抑止効果があると思われるので、車両の放送設備による効果的な広報や、回覧など他の方法による啓発と併せ、常に見直し、改善を行いながら実施してほしい。
1-2	キャリア教育推進事業費	現状 維持	本事業は生徒に貴重な社会体験の機会を提供するとともに、保護者や事業所にも良い影響を及ぼす意義のある事業であり、実施時期を適切に見直すことなどにより、引き続き効果的に実施してほしい。
1-3	文化会館事業協会補助金	改善	文化芸術の鑑賞方法の変化や文化会館の規模などから、従来の事業開催方式は限界が近づいており、一旦予算を縮小するべきであるとの意見もあったが、他団体主催の行事の誘致やより町民ニーズにあった事業の開催などの工夫は必要であり、結論としては改善とする。
1-4	愛川ウィンドオーケストラ運営 費補助金	現状 維持	補助対象の団体は自主的な活動で吹奏楽の演奏、発表を行う貴重な団体であり、経費の大部分は団員の会費負担により賄われていることから、演奏、発表の機会を維持するため、引き続き補助金を交付し、団員の負担を軽減するべきである。

○ 第2グループ

事業番号	事業名	評価	今後の方向性に係る意見等
2-1	就労継続支援 B 型事業家賃補助金	縮小	障害者の日中活動の場を提供する事業所であり、運営の安定が図られるまでの間、家賃補助を行うことの妥当性は理解できるが、繰越金の発生状況等に鑑み、ヒアリング等により自立が可能であると判断できれば、補助の縮小を図っていくべき。
2-2	農作業安全対策事業補助金	改善	農業の担い手不足が進む中で、従事者支援策としての当該補助金交付は継続するべきと考えるが、現在の定額補助を定率補助に改めるなど、加入者にとってより分かりやすい制度となるよう研究し、改善を図っていく必要がある。
2-3	健康づくり推進事業費 (健康の日消耗品ほか)	現状維持	町民の健康意識向上のために有用な事業であり、経費節減にも取り組まれていることから現状維持とする。今後は、若年者層から高齢者層まで、さらに幅広く参加してもらえるよう、イベント内容を研究するとともに、PR 方法にも工夫が必要と考える。
2-4	ダム周辺地域振興事業費 (半原系の里文化祭負担金)	現状維持	愛川町を広く町内外へアピールできる絶好の機会であり、県の水源地域交流の里事業にも位置づけられている。みやがせフェスタ夏の陣との同時開催により、少ない予算の中で効率よく事業が実施されていることから、現状維持とする。

4 対象事業ごとの外部評価結果

①事業番号	1-1	②事業名	安全・安心まちづくりパトロール事業費			
③事業の目的	不審者の早期発見による犯罪の未然防止の他、犯罪発生を抑止効果や、町民の防犯意識を高めることにより、安全・安心のまちづくりを推進する。					
④事業の内容	業務委託した警備会社の巡視員 2 名により、青色パトロール車を使用し、町一円を巡回パトロールする。					
⑤実績	成果指標	犯罪の発生件数（町内で発生した犯罪）				
	実績値 (H26)	343件				
⑥ヒアリング の主な内容	○パトロールをしている警備員は資格を有しているのか。 ⇒警察官OBである。 ○パトロール車の放送設備で防犯広報を放送しては。 ⇒すでにパトロール車で振り込め詐欺の啓発などの広報を行っている。 ○平成26年度事業費が大きく減額している理由は。 ⇒入札の結果によるもの。 ○平成27年度事業費が前年度比で約100万円増となっている理由は。 ⇒パトロール車の更新によるもの。 ○老人クラブの回覧板で防犯チラシ等を回覧してはどうか。 ⇒老人クラブ連合会の総会へチラシを持参し、会員への周知を依頼している。 ○本事業を実施しただけで犯罪が減少したわけではないと思うが、犯罪が減少している要因を分析しているか。 ⇒本事業の実施や、チラシの配布、防犯キャンペーンの実施、録音テープによる広報など様々な取り組みが奏功していると考えている。					
⑦主な意見	○効果測定はできないが、一定の効果はあると思うので、妥当と考える。 ○パトロール車の放送設備での広報や老人会の回覧は、充分に実施される必要があるので、改善を要望する。 ○現状維持で良いと考えるが、見直しを要しないわけではない。まだ良くできる点がある。					
⑧評価の決定に伴う採決		■実施した □実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	4人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	パトロール車による巡回は一定の犯罪抑止効果があると思われるので、車両の放送設備による効果的な広報や、回覧など他の方法による啓発と併せ、常に見直し、改善を行いながら実施してほしい。					

①事業番号	1-2	②事業名	キャリア教育推進事業費				
③事業の目的	町立中学校 2 年生の生徒の進路選択のきっかけをつくり、生きる力を育成する。						
④事業の内容	町立中学校在籍生徒のキャリア教育の一環として、町立の 3 中学校が同時期に職場体験事業を実施する。						
⑤実績	成果指標	生徒アンケート「自分の将来について考えることができましたか?」の肯定的回答の数値。					
	実績値 (H26)	87.6%					
⑥ヒアリング の主な内容	○体験の職場は生徒自身が選択できるのか。 ⇒生徒には物を売る職場、サービスの職場などの中から選んでもらい、希望人数によって学校が事業所を割り振っている。 ○体験先企業は募集しているか。内陸工業団地の企業が少ないと思うが。 ⇒企業への訪問や広報などで継続して体験先の確保に取り組んでいる。内陸工業団地内の企業も昨年度から本年度に数社が参加している。 ○本事業は法や学習指導要領に位置付けられているのか。学校教育ではなく生涯学習の分野ではないのか。 ⇒学習指導要領に位置付けがある。ただ授業時間の確保が難しいことなどから、行っていない、あるいはやめてしまった自治体もある。 ○生徒のアンケートで「保護者と話をした」割合と、保護者のアンケートで「生徒と話をした」割合との間にずれがあるが、どう捉えているか。 ⇒生徒、保護者の双方にアンケートを行うと、しばしばずれが生じる。少し思いのずれはあるが、話し合うきっかけになっていると捉えている。 ○体験先への交通手段は。 ⇒徒歩が原則だが、遠い場合はバスや保護者送迎となる。バスの場合、半額を補助している。移動中の事故に備え、保険に加入している。 ○3日間の体験では少ないのではないか。 ⇒授業時間の兼ね合いと、体験先企業でも3日を超えて受け入れるのは難しい場合もあり、現状はこの日数になっている。 ○インフルエンザによる学級閉鎖で体験できなかった事例があったのか。 ⇒そうした事例はあった。現在は1月に実施しているが、他の理由もあり、実施時期は検討中である。						
⑦主な意見	○子どもが懸命に働く姿を見かけ、生徒、保護者、事業所ともに良い結果を得ており、意義のある事業である。 ○実施時期の見直しを行ってほしい。 ○ほとんどの生徒が高校進学する中で、進路選択という目的にどれほど適うかは疑問であるが、社会体験としては良い取り組みである。						
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない						
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	4人	人	人	人	人	人	
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持		
⑫今後の方向性に係る意見等	本事業は生徒に貴重な社会体験の機会を提供するとともに、保護者や事業所にも良い影響を及ぼす意義のある事業であり、実施時期を適切に見直すことなどにより、引き続き効果的に実施してほしい。						

①事業番号	1-3	②事業名	文化会館事業協会補助金				
③事業の目的	愛川町文化会館を利用した芸術文化事業を実施する「愛川町文化会館事業協会」に対し補助金を交付し、町民文化の向上に寄与する。						
④事業の内容	文化会館事業協会に補助金を交付している。同協会は、文化会館ホールを利用し、子どもから大人まで多くの町民に楽しめる催し物を「文化教養」「大衆娯楽」「子ども向け」の3ジャンルの中から選定し開催している。						
⑤実績	成果指標	入場者数					
	実績値 (H26)	976人					
⑥ヒアリング の主な内容	○文化会館事業協会は、自主事業を開催するための団体ということか。 ⇒そのとおり。 ○他の市町村でも団体に補助金を支出して自主事業を行っているのか。 ⇒伊勢原市、秦野市が団体に補助金を支出する方式を取っている。その他は指定管理者制度を採用している。 ○民間団体が有料の行事を行うケースはあるのか。 ⇒平成26年度には5公演があり、合計で1,635人が入場した。 ○テレビ局、ラジオ局の公開放送の誘致を検討したことがあるか。 ⇒検討はしているが、ホールの規模や立地条件から難しい状況である。 ○本事業を例えば廃止した場合の影響は。 ⇒自主事業はできなくなるが、貸館機能で民間のイベントはできる。 ○事業が黒字になってはいけないということだが、100%入場しても黒字にならないような金額を設定するのか。 ⇒そのとおり。 ○利益を目的としなければ、結果的に利益が出るのは良いのではないか。 ⇒理想は収支0円であるが、入場料が高すぎてはいけないことや、需要予測が正確にはできないことで、赤字になりがちになってしまう。						
⑦主な意見	○補助金の金額を文化の振興に寄与してきたと評価するかどうか判断の分かれる点である。 ○文化会館の規模では、事業で採算を確保するのは難しい。 ○販売率が低いのは、町民ニーズを捉えていないのではないか。若い人のニーズを反映してはどうか。 ○事業数を少なくし、1事業当たりの予算をかける方法もある。						
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない						
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	2人	2人	人	人	
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善		
⑫今後の方向性に係る意見等	文化芸術の鑑賞方法の変化や文化会館の規模などから、従来の事業開催方式は限界が近づいており、一旦予算を縮小するべきであるとの意見もあったが、他団体主催の行事の誘致やより町民ニーズにあった事業の開催などの工夫は必要であり、結論としては改善とする。						

①事業番号	1-4	②事業名	愛川ウインドオーケストラ運営費補助金			
③事業の目的	吹奏楽の演奏活動を支援し、吹奏楽の普及発展と音楽文化の向上に資することを目的とする。					
④事業の内容	吹奏楽団である愛川ウインドオーケストラに補助金を交付している。 【団の事業内容】○サマーコンサート・ふるさとまつり等○発表会等に向けての練習○平成27年度にはサマーフェスティバルへの出演を予定					
⑤実績	成果指標	発表会等の開催数				
	実績値(H26)	3回				
⑥ヒアリングの主な内容	○団員数が減少している要因は。活動が先細りになる懸念はないか。 ⇒活動休止中の団員で、本人の意思を確認して団員数から除いた方が多くあり、実質的な活動人数には大きな変化はない。 ○団体の収入で、補助金以外に60万円ほどあるが、何か。 ⇒団員の会費（月2,500円）が主である。 ○演奏会の来場者も愛川ウインドと一緒に歌えるなどの工夫が可能では。 ⇒そうした工夫も必要だと思う。8月2日の演奏会ではわらべ歌なども用意されており、工夫、努力がされていると思う。 ○文化会館の使用料は減免にならないのか。 ⇒75%減免となっている。 ○平成27年度は繰越金が多かったために補助金が満額交付されていないが、団員の会費が多すぎたので補助金を減らすという意味か。どのようなルールで交付しているのか。 ⇒運営費補助であるため、自主運営を基本としつつ、運営が苦しい部分を補助するという考え方である。 ○団員の年齢構成は。 ⇒最近若い団員も多いということである。					
⑦主な意見	○8月2日の演奏会では立派な演奏をされており、工夫もされていた。町内に他にない貴重な団体である。 ○補助金を明確なルールに基づかず支出段階で減額するのは不適當では。 ○自主的に運営、練習し、会費を負担して発表している団体であり、補助金の減額よりも会員の負担を減らすのが望ましい。 ○クラウドファンディングで寄付を募るなど、文化政策のあり方について、町民を巻き込んで考えるべきではないか。					
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	4人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	補助対象の団体は自主的な活動で吹奏楽の演奏、発表を行う貴重な団体であり、経費の大部分は団員の会費負担により賄われていることから、演奏、発表の機会を維持するため、引き続き補助金を交付し、団員の負担を軽減するべきである。					

①事業番号	2-1	②事業名	就労継続支援 B 型事業家賃補助金			
③事業の目的	就労継続支援 B 型事業所「あいかわ工房」に対し、家賃の一部を補助することにより、事業所の運営の安定化を図り障害者の日中活動や就労の場の確保及び事業の充実を図る。					
④事業の内容	家賃（管理費、食費、共益費、消費税等を除く。）月額が 10 万円までは全額、10 万円を超える場合は、超える額の 2 分の 1 を加えた額（上限 12 万円）の補助金を前期・後期の 2 回で交付する。					
⑤実績	成果指標	あいかわ工房の利用者数（件数）				
	実績値 (H26)	延べ 300 人				
⑥ヒアリングの主な内容	○就労継続支援事業所には「A 型」と「B 型」があるが違いは何か。 ⇒「A 型」は事業所と利用者間で雇用契約を締結するが、「B 型」は締結をしないため雇用関係は発生しない。 ○土地建物の賃貸借契約の期間は。 ⇒平成 21 年から 30 年間の契約と聞いている。 ○収支状況等について、定期的にヒアリングを行っているか。 ⇒運営状況を確認し、事業者と協議のうえ、平成 25 年度から助成限度額を月額 14 万円から 12 万円に見直しを行った経緯があるが、今年度は、まだヒアリングは行っていない。 ○同種事業所への家賃補助は他にも行っているか。 ⇒他の 2 事業所については、①「土地建物が町所有の指定管理による運営であること」、②「最近、開所されたばかりで、まだ補助申請がないこと」により、家賃補助は行っていない。 ○同種事業所の今後の開所見込みは。 ⇒利用者ニーズは確実に高まっていること、法改正により事業参加が以前に比べ容易になったことなどから、今後も新規事業所は増える見込みである。 ○所管課として今後の対応の考え方は。 ⇒近年、当該事業所の事業収入は着実に増加しており、運営の安定化が図られている状況が見て取れる。今後、事業所と協議し、運営状況等を見極めつつ、方向性を出していきたい。					
⑦主な意見	○新規参入事業者の増加が見込まれる中で、町の財政面の負担を考えれば、自立できる事業所については、補助のあり方を考えるべき。 ○決算審査やヒアリング等により、運営状況を精査する必要がある。					
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	人	3 人	人	人
⑩グループの評価案	縮小		⑪委員会の最終評価		縮小	
⑫今後の方向性に係る意見等	障害者の日中活動の場を提供する事業所であり、運営の安定が図られるまでの間、家賃補助を行うことの妥当性は理解できるが、繰越金の発生状況等に鑑み、ヒアリング等により自立が可能であると判断できれば、補助の縮小を図っていくべき。					

①事業番号	2-2	②事業名	農作業安全対策事業補助金			
③事業の目的	農業従事者が安心して農作業に従事でき、また不慮の事故の際に補償が受けられるようにする。					
④事業の内容	農業労災保険加入者に県央愛川農業協同組合を通して保険料の一部を補助する。					
⑤実績	成果指標	農業労災加入者				
	実績値 (H26)	40人				
⑥ヒアリング の主な内容	○労災保険加入者数の減少の要因と加入促進のPR方法は。 ⇒農業従事者自体が減っており、加入者も減少傾向にある。PRについては、農協において窓口等へのチラシ配架のほか、更新時期に、既加入者に対してお知らせをしている。 ○定額補助であるが、補助金額の根拠は何か。 ⇒昭和57年から80,000円の定額補助としており、平成23年度の補助金見直しの際に5%減額し現行の76,000円となった経緯がある。概ね総事業費の3割にあたる部分を町と農協で折半し、負担していると考えられる。 ○加入資格のある方はどのくらいいるのか。 ⇒資格要件については、保険者である国の基準によるものであるが、人数については把握していない。 ○どのような方が加入しているのか。 ⇒平成26年度は特定農業従事者6名、指定農業機械作業従事者が34名という状況である。 ○農協組合員でない方や新規就農者も加入できるか。 ⇒資格要件を満たしていれば加入できる。 ○労災の発生状況は。 ⇒平成24年度：0件、平成25年度：0件、平成26年度：1件					
⑦主な意見	○高齢化などで加入を継続しない人も増えているのでは。 ○農協も町と同額の補助を行っている。町が一方向的に減額等の見直しを行うことは可能なのか。 ○定額補助であり、加入者数の増減により一人あたりの補助額が変動するなど、制度自体が分かりにくい。 ○現時点で廃止や縮小は厳しいのではないか。					
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	1人	人	2人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	農業の担い手不足が進む中で、従事者支援策としての当該補助金交付は継続するべきと考えるが、現在の定額補助を定率補助に改めるなど、加入者にとってより分かりやすい制度となるよう研究し、改善を図っていく必要がある。					

①事業番号	2-3	②事業名	健康づくり推進事業費（健康の日消耗品ほか）			
③事業の目的	町民が健康で豊かな生活や、充実した人生が送れるように推進している健康づくり運動が、さらに地域に根ざしたものとなるよう、健康増進に関する正しい知識の普及と健康増進関係団体との連携を図る。					
④事業の内容	『あいかわ健康の日』イベントにおいて、関連団体との協力により各種健康情報に関連するコーナーを開催し、広く健康づくり推進に関する情報の提供を実施する。					
⑤実績	成果指標	『あいかわ健康の日』延べ参加人数				
	実績値 (H26)	816人				
⑥ヒアリング の主な内容	○評価シートの項目別評価のうち効率性がCの要因は。 ⇒平成26年度に委託先を一件増やしたため基準年度（H24）に比べ事業費が増加した一方で、参加者数が減少してしまったことによる。 ○町とともに主催者となっている健康づくり推進委員とは。 ⇒町の非常勤職員。各コーナーの受付などに従事してもらっている。 ○何歳くらいの年齢層の参加者が多いのか。 ⇒開設するコーナーの内容から、中高齢者の参加者が多く、若年者は少ない。 ○午前10時から午後1時までの3時間の開催時間は適正か。 ⇒これまでの経験から、これ以上時間を延長しても集客数の大幅な増加は見込めないと考える。 ○一番人気のあるコーナーは何か。 ⇒脳年齢測定コーナー。機器は国保連から無料で借りている。 ○平成27年度事業費が前年度に比べ減額だが要因は。 ⇒参加者記念品の配布方法をスタンプラリー形式に変更し、消耗品費の削減を図った。					
⑦主な意見	○健康相談コーナーで産婦人科に関する相談もできることが分かるように周知すべき。 ○費用対効果の観点から、既存の各コーナーの実施内容を精査し、より良い内容に変更していくことも必要である。 ○PR方法を工夫するなど、特に若年層の集客にも努めるべき。					
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	3人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	町民の健康意識向上のために有用な事業であり、経費節減にも取り組まれていることから現状維持とする。今後は、若年者層から高齢者層まで、さらに幅広く参加してもらえよう、イベント内容を研究するとともに、PR方法にも工夫が必要と考える。					

①事業番号	2-4	②事業名	ダム周辺地域振興事業費（半原系の里文化祭負担金）			
③事業の目的	水源地域の活性化策として、県立あいかわ公園において、地域の自然・産業・歴史文化などの発信、都市と地域の交流及び自然環境保全への理解を深める。					
④事業の内容	（公財）宮ヶ瀬ダム周辺振興財団主催の「みやがせフェスタ夏の陣」に併せ、「半原系の里文化祭」を実施する。 【内容】○和紙細工や木工の体験教室○特産品「やまなみグッズ」の紹介・販売○「あいちゃん」による観光 PROダム観光放流 など					
⑤実績	成果指標	入込観光客数			（参考）半原系の里文化祭の来場者数(H26)	
	実績値(H26)	1, 258, 540人			25, 000人	
⑥ヒアリングの主な内容	○みやがせフェスタ夏の陣と同時開催の意義は。 ⇒予算規模以上の効果的な集客が見込める。 ○体験型イベントの参加人数は把握されているか。また有料なのか。 ⇒昨年度、系の里文化祭での陶芸教室や押し花教室など6つのイベントに160人が参加された。参加料は100円から500円程度。 ○「愛川ブランド」のコーナーを設ける予定はあるか。 ⇒今年度については予定していない。 ○臨時駐車場からのシャトルバスの運行について、町外の方への周知はしているか。 ⇒ホームページやポスターで周知している。 ○水源地域交流の里づくり補助金は、本町以外も活用されているか。 ⇒近隣では、清川村が宮ヶ瀬青龍祭などで活用している。 ○FM ラジオを利用した広報活動とはどのようなものか。 ⇒大きなイベントの際には、FM さがみが取材にきてくれるので、こうした機会を利用して町内外へのPRに努めている。					
⑦主な意見	○みやがせフェスタ夏の陣との同時開催は、費用対効果の面で、メリットが大きく継続していくべき。 ○今後、同イベントにて愛川ブランド認定品のPRにも努められたい。 ○イベントの際、混雑が激しいため、来場者用の駐車場やシャトルバスの運行等、町内外への事前周知に努めてもらいたい。					
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	3人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	愛川町を広く町内外へアピールできる絶好の機会であり、県の水源地域交流の里事業にも位置づけられている。みやがせフェスタ夏の陣との同時開催により、少ない予算の中で効率よく事業が実施されていることから、現状維持とする。					

参考資料 1 愛川町行政評価実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

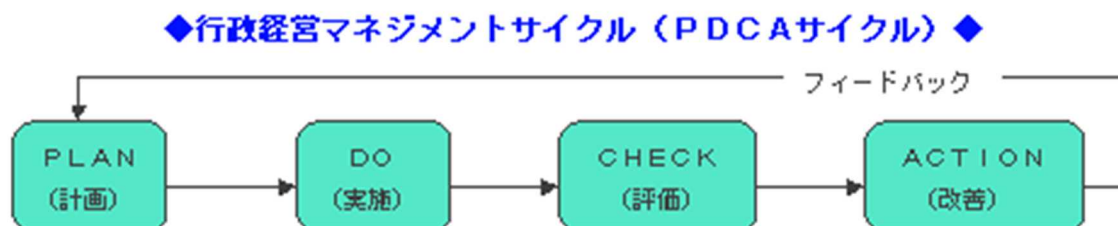
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



Ⅱ．行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画、予算編成を所管する企画政策課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、後期基本計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ．行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 (事務事業評価の1つの形態)	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例）交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例）交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

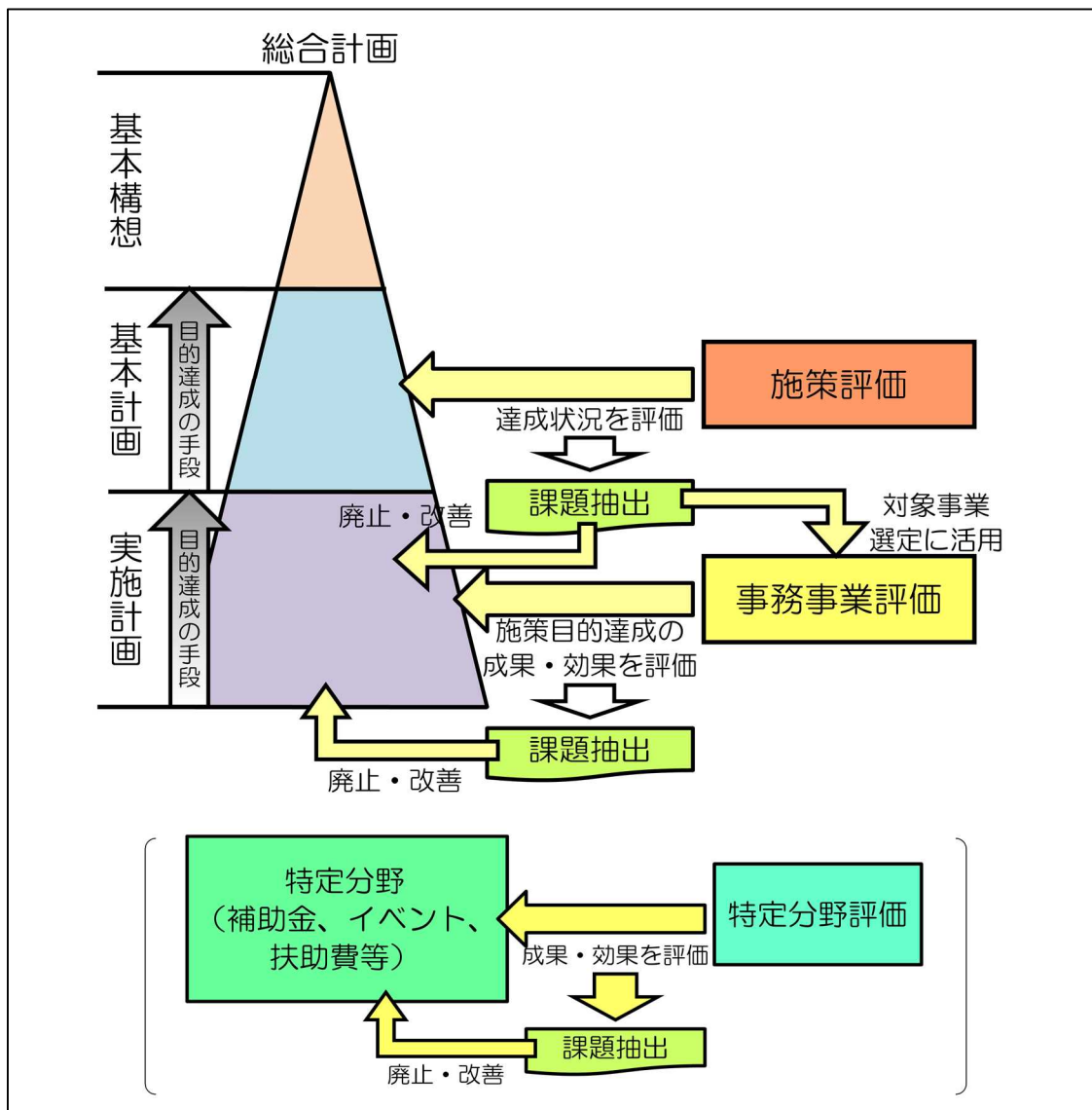
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目（評価の視点）、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 平成27年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「平成27年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。
なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

- ア 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）
- イ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）
- ウ 総合計画等の計画どおり、事務事業が円滑に実施できているか検証が必要なものの（各種計画に基づく事務事業・・・福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）
- エ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）
- オ 特定分野評価は上記ア～エに該当する補助金及びイベントについて行う。ただし補助金は、原則として1件5万円以上のものとする。

(2) 評価対象から除く事務事業

- ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）
- イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

ア 法令等で義務付けられた事業である。

イ 民間サービスで同様の事業は実施されていない。市場原理に委ねることができない。

ウ 国や県において同類種の事業が実施されていない。

エ 事業開始時から事業目的や町民のニーズの変化がない。

オ 事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている。

カ 受益に応じた負担は適正である。

キ 事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である。

ク 町民の日常生活に必要不可欠な事業である。

(2) 有効性

事業等の実施効果を、特定の時点及び基準年度との比較により判定する。平成26年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上している場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても平成26年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）

有効性	A	成果指標についての平成26年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	- 成果指標についての平成26年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している - 成果指標についての平成26年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての平成26年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	- 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い - 成果が低下しているが、成果の向上率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	- 成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い - 費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い - 費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
- Aが4つ - Aが3つ、Bが1つ - Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
- Aが1つ、Bが3つ - Bが4つ	改善の余地がある
- Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ - Aが3つ、Cが1つ - Aが2つ、Cが2つ - Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ - Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ - Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
- Aが1つ、Cが3つ - Bが2つ、Cが2つ - Bが1つ、Cが3つ - Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	特に見直しを要しない
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	・現行の事業を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・事業実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

(4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分

それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

予算編成方針の策定、平成28年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

8 スケジュール

別添「平成27年度行政評価スケジュール」のとおり。

以上

参考資料3 平成27年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、8事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価	2事業（全17事業）
(2) 特定分野評価（補助金）	4事業（全16事業）
<u>(3) 特定分野評価（イベント）</u>	<u>2事業（全5事業）</u>
合計	8事業（全38事業）

※全対象事業の約21パーセントを外部評価対象事業として抽出

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員（委員長を除く）により、それぞれ5人の班を編成し、2班体制で対象事業のヒアリング及び評価並びに方向性に係る意見案の決定をする。すべての対象事業についてヒアリング等が終了した後、それぞれの班における評価及び方向性に係る意見の案を委員全員の会議において審議し、対象事業の評価及び方向性に係る意見を決定する。

4 評価の実施方法

(1) 評価の流れ

対象事業1事業あたり50分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間配分
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明。	10分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑。	20分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とすべきと考えたかを表明し、意見交換を行う。	15分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見案を決定する。 ※各班のリーダーが取りまとめる。評価については必要に応じて多数決の方法をとり、同数の場合は、意見の趣旨を踏まえ、リーダーが決する。	5分

（２）評価の視点等

事務事業評価シートにおいては、妥当性、有効性、効率性及び有用性の４つの視点で評価を行う仕組みとしているものの、外部評価においては、ヒアリング等を通じ、１次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断するものとする。

（３）評価の取りまとめ

各班における評価及び方向性に係る意見案を委員全員の会議で取りまとめる際には、各班のリーダーが「主な意見」、「その評価とした理由」等について説明した上で、当該評価等の案に修正すべき点があるかという視点で審議するものとする。

５ その他

- （１） 外部評価の結果は、町長に報告後、町ホームページ等を通じて住民に公表するものとする。
- （２） 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿（4月1日 現在）

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	しの ざき 篠 崎 ひとみ		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）
6	ふじ い ひろ ひこ 藤 井 博 彦	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	くま さか ひろし 熊 坂 博	関係団体等 の代表者	町農業委員会会長
8	やま もと けん ぞう 山 本 健 三		神奈川県内陸工業団地協同組合 常務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	おお ぬき あき こ 大 貫 昭 子		町民生委員児童委員協議会理事
11	ほり ごめ ゆう こ 堀 籠 祐 子		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長